

保険調剤薬局と締結した 「院外処方せんに関する事前合意プロトコル」に関する 実態調査

岡崎和子*、神原弘恵*、田代 操*、岡田麻衣子*、山田理恵*、細川智弘*、岡田昌浩*、
村上史承*、岡本伸也*、番匠谷研吾、後藤裕香*、星野祥儀*、竹井英介*

尾道市立市民病院医学雑誌, 33, 51-56 (2021).

Survey on the “Prior Agreement Protocol” Concluded with Community Pharmacies

Kazuko Okazaki, Hiroe Kanbara, Misao Tashiro, Maiko Okada, Rie Yamada,
Tomohiro Hosokawa, Masahiro Okada, Fumiyoshi Murakami, Shinya Okamoto,
Kengo Banshoya, Yuka Goto, Yoshinori Hoshino, and Eisuke Takei

抄録 尾道市立市民病院では、典型的で形式的な疑義照会を一部簡略化するための事前合意事項を規定した「院外処方せんに関する事前合意プロトコル」（以下、プロトコル）を作成し、運用を開始した。当院では疑義照会やプロトコルを実施した保険調剤薬局は実施報告書を記載し、薬剤部にFAXしている。プロトコル運用開始後は疑義照会報告書枚数が減少した。プロトコル運用開始後の2020年4月から2020年8月のプロトコル実施報告書425枚（プロトコル実施報告書1枚につき複数の実施内容が含まれていたため、内訳は延べ434件であった。）の内訳は、「外用剤で使用部位の記載が無く、患者等に具体的な使用部位が口頭等で指示されている場合の使用部位の追記」が223件、「残薬が確認され、7日以上処方日数調整が必要な場合の処方日数の短縮」が123件であり、併せると全体の約80%であった。プロトコル運用開始により、保険調剤薬局薬剤師が「残薬による処方日数の調整」など典型的で形式的な疑義照会をその都度行う必要がなくなるため、保険調剤薬局における患者さんの待ち時間の短縮や薬局・病院双方の業務負担軽減、薬学的ケアの充実などが期待される。

* 尾道市立市民病院薬剤部

Department of Pharmacy, Onomichi Municipal Hospital